



|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 民事判例研究  |
| Author(s)        | 四ツ谷, 有喜; YOTSUYA, Yuki  |
| Citation         | 北大法学論集, 50(4), 367-383  |
| Issue Date       | 1999-11-30  |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/14981">https://hdl.handle.net/2115/14981</a> |
| Type             | departmental bulletin paper   |
| File Information | 50(4)_p367-383.pdf  |



# 民事判例研究

四ツ谷 有喜

債権譲渡の通知は、詐害行為取消権行使の対象とすることができないとされた事例。

藤商外二名、供託金還付請求権確認請求本訴、詐害行為取消権請求反訴事件） 民集五二巻四号一一二二頁

民法四二四条、四六七条

〔事実〕 本判決は、債権が多重譲渡された場合の譲受人相互

平成一〇年六月一二日最高裁第二小法廷判決（平成八年（オ）第一三〇七号、大成商事株式会社 対 株式会社

間において、最初に債務者に対して確定日付ある証書により自己への譲渡を通知した譲受人X（譲渡人の代理人としてXが譲

渡通知を第三債務者に対して送付している)が、これに遅れて譲渡通知がされた他の譲受人Y1、Y2及びY3に対し、右譲渡債権の債務者のした弁済供託につき供託金還付請求権の確認を求めた事案(本訴請求)、及びY1、Y2、Y3が、Xにかかるとして右通知の取消を求めた事案(反訴請求)に対する判決であり、事案は概略次のとおりである。

平成五年一月一日、Xと訴外Aとの間で、弁済期を同月二〇日及び三〇日とする金銭消費貸借契約が締結され、同日これらの貸金債務担保の為にAがXに対し、Aが訴外Bに対して現に有し、若しくは将来取得する売掛代金債権全部を右貸金債務の不履行を停止条件として譲渡した(以下これを「本件債権譲渡契約」という)。なお、本件債権譲渡契約締結時に、Aは債権譲渡兼譲受通知書を作成し、これをXに交付しており、右停止条件が成就した場合には、この通知書をXがAとの連名でBに送付する旨をA-X間で合意していた。

他方Y1は、平成五年二月七日、Aに対し一〇〇万円を貸し付け、また、Y2は同月一日、Aに対し三〇〇万円を貸し付けた。

平成五年二月二〇日当時、AはBに対し約二九〇万円の製

本代金債権を有していた(以下これを「本件譲渡債権」とする)が、AからBに対し、本件譲渡債権をX及びY1らに譲渡した旨の複数の通知が発せられ、これらはいずれもBに到達した。

ちなみに、これら複数の譲渡通知がBに到達した時期であるが、Xは本件債権譲渡契約の合意に基づきAとの連名による債権譲渡兼譲受通知書を平成五年二月二一日付内容証明郵便でBに発信し、この通知が同月二日にBに到達した(以下これを「本件譲渡通知」とする)。次に、Y2に対し債権を譲渡する旨の通知が同月二四日に、Y1及びY3に対し債権を譲渡する旨の通知が同月二七日に到達した。そこでBは、平成五年二月二八日、債権者不確知を理由に東京法務局に対し本件譲渡債権につき弁済供託した。

以上のような事案に対し、第一審(東京地判平成七年七月二七日)は、Aが平成五年二月頃X及びY1らをはじめとする金融業者から頻繁に高利の融資を受けて資金繰りを行っていたこと、Bに到達した債権譲渡通知にかかる債権者に対するAの負債だけでも総額二〇〇万円以上のほつていること、本件債権譲渡通知当時Aは本件譲渡債権のほかに約二〇万円の売掛債権を有していたに過ぎないこと等を認定し、加えてAが平成五年二月二日に銀行取引停止処分を受けたことを考慮すれ

ば、本件譲渡通知によってAの一般債権者が害されることは明白であるとして、本件譲渡通知行為が詐害行為に該当すると判示した。なお、この第一審においては、本件債権譲渡契約当時Xが、Aに対し格別の信用不安を感じていなかったことが認定されている。

これに対しXは、本件債権譲渡通知はそれ自体独立して詐害行為取消の対象とはならない、仮にこれが独立して詐害行為取消の対象となり得るとしても、Aの詐害の意思の存否は、右譲渡通知書を郵便に付した平成五年二月二日ではなく、Aが右通知書をXに作成交付した同月二月一日を基準日として判断されるべきである、として控訴した。

しかし、原審（東京高判平成八年三月一三日）は次のように判示し、Xの控訴を棄却した。すなわち、「詐害行為取消の対象となるのは債権者を害する法律行為であるが、債務者の責任財産を保全する制度の趣旨から、法律行為に限ることなく、責任財産を減少させる法律効果を伴う債務者の行為である限り、債権譲渡の通知、時効中断事由たる債務承認、追認などの準法律行為についても民法四二四条を準用すべきである。不動産の對抗要件たる登記自体については、詐害行為が成立しないとされているが、これは登記申請行為が行政庁に対し一定の内容の

行政行為を求める公法行為の色彩が強く、私法上も不動産上の権利変動について第三者に対する對抗要件を具備させる側面を有するに過ぎないものであることによる。これに対し、債権譲渡における債務者に対する通知は純然たる私法行為である上、債務者に対する関係では、債務者のする承諾と共に、債権者の変更を債務者に主張し得る必須の要件となるものであって、これによつてはじめて当該債権が譲渡人の責任財産から逸出することになるという意味において、第三者に対する関係で對抗要件を具備することになる以上の機能を持つものである。このように、登記と債権譲渡通知はその性質において異なるものがあるから、登記に関し詐害行為が該当性が否定されるとしても、債権譲渡通知に関し前記の結論をとることの妨げにはならない」と、そこでは述べられている。

これに対しXは上告した。上告理由第一点目は、本件は、債権譲渡行為自体を判断対象として詐害行為の存否を判断すべきところ、原判決はこれを行わず、その對抗要件具備手続に過ぎない譲渡通知行為を判断対象としており、このような判断には判決に影響を及ぼすこと明らかな法令違背があるというものであり、第二点目は、仮に債権譲渡通知が詐害行為の取り消し対象となりうるとしても、本件におけるAの詐害の意思の存否

の判断基準時は、AがXに対し債権譲渡通知書を交付した時点であつて、XがAに代わつて右譲渡通知書を郵便局に持参した時点とすべきではない、というものである。

### 〔判旨〕 破棄自判

「債務者が自己の第三者に対する債権を譲渡した場合において、債務者がこれについてした確定日付のある債権譲渡の通知は、詐害行為取消権行使の対象とはならないと解するのが相当である。ただし、詐害行為取消権の対象となるのは、債務者の財産の減少を目的とする行為そのものであるところ、債権の譲渡行為とこれについての譲渡通知とはもとより別個の行為であつて、後者は単にその時から初めて債権の移転を債務者その他の第三者に対抗し得る効果を生じさせるにすぎず、譲渡通知の時に右債権移転行為がされたこととなつたり、債権移転の効果が生じたりするわけではなく、債権譲渡行為自体が詐害行為を構成しない場合には、これについてされた譲渡通知のみを切り離して詐害行為として取り扱い、これに対する詐害行為取消権の行使をみとめることは相当とはいひ難いからである（大審院大正六年（オ）第五三八号同年一〇月三〇日判決・民録二三輯一六二四頁、最高裁昭和四年（オ）第七三〇号同五年一月二

四日第一小法廷判決・民集三四卷一〇一〇頁参照）。

以上によれば、Y1らが、本件債権譲渡契約締結後に取得したAに対する各貸金債権に基づいて、AのXへの本件代金債権の譲渡についてされた本件譲渡通知を対象として、詐害行為による取消を求める反訴請求は、その余の点について判断されるまでもなく、理由がないといふべきである」。

### 〔評釈〕

#### 一 本判決の位置づけ

#### （一）従来の先例との関係

本判決は、債務者による債権譲渡後その通知までの間に取消権者の債権が発生した場合における右債権譲渡通知の詐害性の有無について判断した初めての最高裁判決である。

債務者の財産移転行為後その対抗要件具備までの間に取消権者の債権が発生した場合における、右対抗要件具備行為に対する詐害行為取消権行使の可否に関する従来の判例は、いづれも不動産登記をめぐる事案に関するものであつて、一貫して登記自体の詐害行為該当性を否定してきた。すなわち、例えばこの点に関する最も古い判決であると思われる①大判明治四〇年三月一日民録一三輯二五三頁（事案は、債務者の不動産贈与

後その登記までの間に取消債権者の債権が発生したというものである)は、「民法四二四条ノ所謂債務者カ其債権者ヲ害スルコトヲ知りテ為シタル法律行為トハ債務者カ之ヲ為シ若クハ為サ、ルヲ得ヘキ自由ヲ有スルトキニ於テ債権者ヲ害スルコトヲ知り乍ラ任意ニ之ヲ為シタル場合ノミヲ指称シ法律上履行スヘキ債務ヲ履行シタル場合ノ如キハ之ヲ包含セス」と述べて、登記は詐害行為取消権の対象とはならない、と判示した。また、本判決が参照する②大判大正六年一月三日民録二三輯一六二四頁(事案は、債務者が貸金債務の代物弁済として自己所有の不動産を譲渡した後その所有権移転請求権仮登記及び本登記までの間に取消債権者の債権が発生したというものである)が、登記行為自体が詐害行為取消の目的とならない理由として「債権者ノ債権ヲ詐害スヘキモノハ債務者ノ財産ノ減少ヲ目的トスル法律行為其モノニシテ登記ハ其行為ノ成立ニ關係ナキモノナレハ其為サレタル時期ノ如何ハ取消権ノ存否ヲ決定スヘキ標準ト為ルヘキモノニ非サルノミナラス行為カ債権発生前ナルカ為メ詐害行為ノ要件ヲ具備セサルコト前記ノ如クナル以上ハ当然其行為ノ取消ヲ請求シ得サルヘク登記ノ有無ハ之カ運命ヲ消長スヘキモノニ非スト謂ハサルヲ得サレハナリ」と判示している。そして、不動産登記自体の詐害行為為該当性に関する大審院の

右のような態度は、最高裁においても踏襲されてきた。すなわち、③最判昭和三十三年二月二一日民集一二卷二四一頁(事案は、Aが第三者のために手形保証をした後、自己所有の不動産をYに対して譲渡し、右手形満期日後に右不動産譲渡に基づき所有権移転登記がされたというものである)が、②判決を参照し、「債権者の行為が債権者の債権を害するものとして民法四二四条の適用ありとするには、その行為が取消権を行使する債権者の債権発生の後であることが必要」であるとして、右登記に対する詐害行為取消権行使を否定しており、また、④最判昭和三十三年一月一日民集一七卷一一号一三三三頁(事案は、債権担保を目的とする不動産売買予約契約が締結され、これについて所有権移転請求権保全の仮登記がされた後に、取消債権者が右不動産に対する抵当権を取得するとともに、債務者に対する手形債権を取得し、その後右所有権移転の本登記がされたというものである)が、詐害行為の要件が具備されていたか否かは、右売買予約締結時に判断されなければならないと判示した。そして、本判決が参照する⑤最判昭和五五年一月二四日民集三四卷一四一〇頁(事案は、債務者Aが経営の悪化したB会社の経営資金調達のために個人として他から多額の借財を受けて右経営の継続に協力をしていたという状況において、A

による息子Y（B会社の専務取締役）に対する自己所有の不動産の贈与後その登記までの間に、XがAに対する手形債権を取得し、これを取消債権として右登記行為自体が詐害行為取消権の対象となるとして、その取消を求めたというものであるが、原審の認定によれば、Aは農業経営者でもあり、AからYへの右不動産譲渡行為は、Yの右農業経営後継のためであって、通常の不動産譲渡行為とは若干異なる様相を呈するものである）も、これらの最高裁判例と同様の立場をとっている。すなわち

最高裁は、「債務者の行為が詐害行為として債権者による取消の対象となるためには、その行為が右債権の発生後にされたものであることを必要とするから、詐害行為と主張される不動産物の譲渡行為が債権者の債権成立前にされたものである場合には、たといその登記が右債権成立後にされたときであっても、債権者において取消権を行使するに由はない（大審院大正六年（オ）第五三八号同年一〇月三日判決・民録二三輯一六二四頁参照）。けだし、物権の譲渡行為とこれについての登記とはもとより別個の行為であって、後者は単にその時から始めて物権の移転を第三者に対抗しうる効果を生じたりするわけのものではないし、また、物権移転行為自体が詐害行為を構成しない以上、これについてされた登記のみを切り離して詐害行為と

して取り扱い、これに対する詐害行為取消権の行使を認めることも、相当とはいえないからである（破産法七四条、会社更生法八〇条の規定は、これらの手続の特殊性にかんがみて特に設けられた規定であって、これを民法上の詐害行為取消の場合に類推することはできない。）と判示しており、その後に出された⑥最判昭和五九年四月二〇日金法一〇六八号三二頁（継続的信用供与に伴う根抵当権設定後その登記までの間に取消債権者の債権が発生したという事案に関する判決）においても同様の立場がとられている。

債務者の財産移転行為後その対抗要件具備までの間に取消債権者の債権が発生した場合における、右対抗要件具備行為に対する詐害行為取消権行使の可否に関する下級審裁判例も、事案はいずれも不動産登記に関するものであるが、最高裁昭和五五年判決以前には判断が分かれていた（といっても昭和四〇年代前半までに出された判決であるが、例えば、東京高判昭和三二年二月二五（③判決の原審）及び東京高判昭和三三年一月一六日下民集九卷一号一九頁が、この場合の登記行為自体に対する詐害行為取消権行使を否定したのに対し、仙台高判昭和三五年一〇月一〇日（④判決の原審）及び東京地判昭和四一年八月一〇日下民集一七卷七・八号七〇一頁がこの場合における登記行

為自体に対する詐害行為取消権行使を認めている<sup>(3)</sup>が、もはや同判決以降は下級審レベルにおいても立場は統一されていると見てよいであろう(例えば、東京高判昭和五八年一月一日・日金法一〇五八号四六頁(⑥判決の原審))。

そして、不動産登記行為自体を詐害行為取消権の対象とすることはできないとする従来からの判例法理を拡充させて、債権譲渡の対抗要件具備行為である譲渡通知についても同様に取扱い旨判示したのが本判決である。また、取消債権者も譲受人であり、本判決は、取消対象とされた通知によって具備される対抗要件自体が被保全債権の対抗要件と先後関係にあるという問題についての初めての判決であるという意味においても、注目されるものであるといえよう。なお、債権譲渡の対抗要件具備行為としては、第三債務者による承諾という方法もあるが、これについては、破産法七四条に関する⑦最判昭和四〇年三月九日民集一九卷一三二頁が、破産法七四条により「否認しうる対抗要件充足行為も破産者の行為またはこれと同じくすべきものにかぎり、破産者がその債権を譲渡した場合における当該債務者の承諾は同条による否認の対象とはならないというべきである」と判示している。詐害行為取消権行使についても同様に考えることができるならば、第三債務者の承諾による債権

譲渡の対抗要件具備は、詐害行為取消権の対象とはならないことになるであろう。

## (2) 学説の動向

この点についての学説の状況を見てみると、通説的見解もやはり取消債権が詐害行為以前に発生したものであることを要するとしており、本件事案のように契約締結とその履行である対抗要件具備行為との間に時間的な開きがあり、その中間に成立した債権の債権者が対抗要件具備行為自体を詐害行為として取り消しうるか、という点については、判例と同様に、契約締結時を基準とすべきであつて、履行行為である対抗要件具備行為自体は詐害行為取消権の対象とすべきではないとしている。なお、この点については我妻博士が通説と同様に登記行為自体を詐害行為取消権の対象とすることを否定しつつも、「不動産所有権の移転などのように、対抗要件として登記を必要とするものである場合に、債権成立前の行為として取消権が及ばないとするためには、登記も債権成立前に為されることを必要とすべきものと思う。判例は反対である。然し、登記のない間は、一般債権者は受益者の権利取得を無視して差し押さえることができるのだから、詐害行為の要件がある場合には、登記がなされ

た後にも差押の前提として取消すことが可能といふべきであらう。いいかえれば、債権者に対する関係でも登記をしたときに移転行為が行われたことを対抗しうるに止まる」として、判例及び通説とは若干異なる立場に立っている。<sup>(6)</sup>

しかし、この点に関する学説も、判例と同様に念頭においている対抗要件具備行為は不動産登記であつて、債権譲渡の通知について具体的に論じるものではない。そして、他方で学説は、準法律行為も詐害行為の対象となつた上で、その例として債権譲渡通知を挙げており、本件の如き場面についての明示的<sup>(7)</sup>判断は、必ずしも明確ではなかつたと見得るかもしれない。<sup>(8)</sup>

## 二 検討

本判決の位置づけの部分で述べたとおり、対抗要件具備行為と詐害行為取消権との関係に関する従来の裁判例は、いずれも不動産登記の事案に関するものであるが、本判決は、債権譲渡通知と不動産登記との差異を問題とすることなく、この点について従来の判例理論に沿つた結論を示したものである。

しかし他方で、本判決の原審は、不動産登記と債権譲渡通知との差異を問題とした上で、債権譲渡通知に対する詐害行為取消権行使を認めている。

そこで、以下では、主として右の差異が存在するか否か、及び、これが存在した場合に本件事案に対する結論づけに与える影響について検討することとする。検討の手順としては、まず不動産登記と債権譲渡通知が判例においてどのように取り扱われてきたのかについて概観した後<sup>(1)</sup>、本件事案が集合債権譲渡担保に関するものであることから、この局面における債権譲渡通知の特異性について述べてその場合に不動産登記との間に差異が存在するか否かを検討した上で<sup>(2)</sup>、債権譲渡通知に特有の性質が本判決の結論づけに及ぼす影響について述べて、その妥当性を検討する<sup>(3)</sup>。

### (1) 不動産登記と債権譲渡通知の判例における取り扱い

不動産登記と債権譲渡通知はいずれも対抗要件具備行為であり、かつ、取消債権者は債務者の一般債権者であることから、一般債権者と不動産登記及び債権譲渡通知との関係について見てみると、まず、不動産登記については、大審院大正四年七月一二日民録二一輯一一二六頁が、「未タ差押又ハ配当加入ヲ為シタルニアラスシテ単ニ債権者タルニ過キサル者ハ民法第百七十七条ニ所謂第三者ト謂フコトヲ得ズ」と判示し、単なる一般債権者は民法一七七条にいう第三者に含まれない旨判示してい

る（その他同旨のものとして、大判昭和七年一月二二日新聞三四九六号一五頁）。また、民法四六七条の第三者についても、大審院大正二年三月二八日民録一九輯一二〇頁（事案は、第三債務者所有の不動産に三番抵当権を付した債権を第三者にいったん譲渡したものの、この譲渡契約を解除したXが、右不動産に二番抵当権を付した債権を有するYに対し、この債権の無効と右二番抵当権の抹消申請手続を求めたというものである）が、「通知ノ欠缺ヲ主張セント欲スル者ハ必スヤ之ヲ主張スルニ正当ノ利益ヲ有スルコトヲ要ス何トナレハ正当ノ利益ヲ有セサル第三者ハ之ヲ保護スヘキ理アラサレハナリ」と判示しており（同旨の判決として、大審院大正四年三月二七日民録二二輯四四四頁、戦後のものとしては、大阪高判昭和三七年九月二一日高民集一五卷九号六四頁がある）、要するに、譲渡人の一般債権者は民法四六七条の第三者に含まれない、とするのが判例の立場である。また、学説において、「債権譲渡の第三者に対する対抗関係は、理論上は、物権変動の第三者に対する対抗関係と同一でなければならない」との指摘も存在することを考えあわせれば、一般債権者との関係においては、不動産登記と債権譲渡通知とは同様の取扱を受けているといえる。このような観点からすれば、本判決が詐害行為取消権の局面において不動産

登記と債権譲渡通知とを同様に取り扱って、従来の判例理論に沿った結論づけをしたことはその限りにおいては妥当であると評価し得る。しかし、債権譲渡、特に本件事案のように将来発生する債権を目的債権に含む集合債権譲渡担保の局面においては、債権譲渡通知が対抗要件具備以上の意味を有する場合があり、一般債権者との関係で、債権譲渡の性質のうち対抗要件具備について不動産登記と同様の取扱を受けることが判例上認められているとしても、このことのみを理由として本判決の妥当性を論じることにはできないように思われる。そこで次に、集合債権譲渡担保の局面における債権譲渡通知の役割について述べることにする。

## （２） 集合債権譲渡担保の局面における債権譲渡通知の役割

まず、集合債権譲渡担保とは、「債務者が現在有し、将来有するもしくは有することあるべき多数の債権（債務者が第三債務者に対して有するもしくは有することあるべき多数の債権、あるいは、複数以上・多数の第三債務者に対して有するもしくは有することあるべき多数の債権）を、担保として債権者に譲渡するものであり、本件事案のAからXへの債権譲渡はまさにこれにあたる」といえる。そして、集合債権譲渡担保の局面に

おいては、契約締結後直ちに對抗要件具備のための債権譲渡通知が行われないことが多くある。なぜなら、債権譲渡の第三債務者が担保権設定者（譲渡人）の取引先である場合には、このような通知が集合債権譲渡担保契約締結後即座にされること<sup>(11)</sup>によって、第三債務者が譲渡人の信用に不安を抱く可能性が強いからである。そこで集合債権譲渡担保においては、本件事案のように、譲渡人の債務不履行等を条件とする停止条件付債権譲渡あるいは、これらを予約完結権行使事由とする債権譲渡予約が多く用いられており、かつ、第三債務者に対して譲渡通知がされるまでの間は、第三債務者は譲渡人に対して弁済するの<sup>(12)</sup>が通常であつて、通知が第三債務者にされたときに初めて第三債務者は自己の債権者の変更を知り、譲渡債権を譲受人に弁済することとなる。また、集合債権譲渡担保においては、担保契約締結時点で直ちに譲受人が第三債務者から譲渡債権を取り立てる必要性はなく、この意味においても契約締結時に即座に譲渡を通知する実益は乏しいということになる。ゆえに、集合債権譲渡担保の第三者對抗要件を具備する必要性はあるものの、債権譲渡通知をすることによって譲渡人の信用不安を生じるということを加味して右に示したような方法が採られるものと思われる。

すなわち、集合債権譲渡担保の局面においては、債権譲渡通知が對抗要件具備行為であるとともに、債務者の不履行等一定の事由が生じた場合に最終的に譲渡債権の範囲を確定し、担保権を実行するための手段であるという意味をもつものであるといえよう。また、本件事案のAからBへの債権譲渡通知の方法が、Aが予めXに交付した債権譲渡兼債権譲受通知書を停止条件成就の際にXが交付するという形式のものであったことから、本件事案においては右通知書は對抗要件具備のための通知であるというよりはむしろ担保権実行のための通知としての性質が強いといえよう。<sup>(13)</sup>

債権譲渡通知の右のような性質は、これを「債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律」（以下「債権譲渡特例法」とする）にいう債権譲渡登記と比較することによって、より明確になる。すなわち、債権譲渡特例法は、「(1) 法人が金銭債権を譲渡した場合には、法務局に債権譲渡登記をすることによって、債務者以外の第三者に対する對抗要件が具備したことを認めること（債権譲渡特例法二条一項）(2) 債務者を保護するため、債務者の二重弁済の危険や抗弁切断の危険を防止するための手当てを行うこと（同条二項）」を規定するものであつて、後者については、譲渡人若しくは譲受人が第三債務

者に対し登記事項証明書<sup>(15)</sup>を交付して譲渡の通知をするかまたは第三債務者が譲渡を承諾したときは、登記の日付をもって民法

四六七条の規定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなされるが(同法二条二項)、第三債務者は、この通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由を譲受人に対抗することができ(同条三項)。このように、債権譲渡特例法は、

債権譲渡の対第三者対抗要件具備方法として債権譲渡登記を要求するとともに、譲受人が第三債務者に対して弁済を求める方法として第三債務者に対する譲渡の通知もしくは第三債務者による譲渡の承諾を要求している。この点、民法上の債権譲渡通知は右の二つの機能を一つの行為で営むものであり、対抗要件具備以上の意味を持つことになると言える。

他方で、不動産登記について見てみると、登記が目的的不動産の範囲を左右するというのではなく、また、不動産譲渡担保の場合においても不動産登記が担保権実行行為の側面を有するものではない。従つて、少なくとも不動産登記の場面においては、登記は対抗要件具備方法以上の意味を持たないといえる。すると、右に示した債権譲渡通知の性質はこれに特有のものである。ここに不動産登記と債権譲渡通知との差異を認めることができるのであつて、債権譲渡通知と不動産登記との差異を指摘

した点については、原審のほうがむしろ妥当であつたともいえるよう。

しかし、右に示した債権譲渡通知に特有の性質をより詳しく検討すれば、本件事案との関係では本判決の結論自体は妥当性を有するといえる。次に、この点について述べる。

### (3) 本判決の結論の妥当性

(2) でみたとおり、債権譲渡通知には、不動産登記とは異なり、対抗要件具備以上の意味があるといえる。他方で対抗要件具備行為に対する詐害行為取消権行使について判示した従来の判例の事案は、不動産登記に関するものであつた。にもかかわらず、従来の右判例理論に沿つて債権譲渡通知に対する詐害行為取消権行使を否定するのが本判決であつて、この意味で、不動産登記と債権譲渡通知とを対抗要件具備行為として同列に扱つているということができ、最高裁のこのような態度は疑問である。本判決が集合債権譲渡担保の事案に関するものであることとの関係で、そこでの債権譲渡通知の役割に留意して本件事案を考察してみると、別の法律構成及び結論も導き得るが、他方で、集合債権譲渡担保による融資、及びその担保権実行の「詐害行為性」という民法四二四条の別の論点に光を当てるとこ

とによって、結局、Y1らの取消権行使を否定した本判決の結論自体は是認し得るものであると考える。以下では、この点を順に検討してみよう。

先に述べたとおり、集合債権譲渡担保の局面における債権譲渡通知は、對抗要件具備の側面を有するとともに、担保権実行のための手段でもある。すなわち、不動産を目的物とする譲渡担保権に引きなおして考えるならば、債権譲渡通知は譲渡担保権の登記と同じく対第三者對抗要件具備行為であると同時に、不動産譲渡担保権における目的物上の権利の実質的な取得と同じ意味を有するのである。このようにみると、原審判決のように、譲渡通知自体を詐害行為として取り消しの対象とする考え方が導かれ得るかもしれない。しかし、評釈者は別の理由からやはり本件事案においては最高裁と同様の結論を導き得るのではないかと考える。

たしかに、取消債権者の被保全債権と債権譲渡（及びその通知）の先後を問題にする本判決のロジックでは、債権譲渡通知（及び對抗要件具備）を契約締結後速やかに済ませていれば、民法四二四条の取消の対象から外れるということになる。しかし、問題となるのは、本件の如き集合債権譲渡担保の局面では、前述したように、継続的取引が信用不安なく続いている場

合に、安易に譲渡を通知することができないという事情にそれなりの合理性があるという点である。ちなみに、本件事案においてはXがAとの間で集合債権譲渡担保契約を締結した当時、

XはAに対して何ら信用不安を抱いていなかったことが本件第一審判決において認定されているのである。そこで、このような金融事情に鑑みるならば、原審のように譲渡通知を分離させて詐害行為取消の対象と考えるべきではなく、むしろ、本件の債権譲渡担保による融資及びその担保権実行としての譲渡通知を一連のプロセスとして分離させることなく、詐害行為取消の成否の評価を考えるべきである（そして、右プロセスを分断しなかつたという限りで本判決は支持できる）。その上で―被保全債権との先後というよりも―ここでは、本件融資行為の「詐害行為」性を問題にしてみると、本件A―X間の集合債権譲渡担保契約自体は、民法四二四条が問題となるような担保権設定行為ではなかつたともいえよう（なお、「詐害行為性」の要件についての議論は、後述（三）で触れる）。もつとも、本件事案が集合債権譲渡担保に関するものであることに着目すれば、Yとの関係では、本件譲渡債権のXによる清算義務が問題とならざるを得ないであろう<sup>16</sup>。被保全権利との先後を問題とした本判決ではこの点は論じられていないが、本件事案が集合債権譲

渡担保契約であることからすれば、不動産譲渡担保との比較に

おいて、Xが常に譲渡債権全額を取得することは妥当ではないといえ、この点は、今後検討されるべき問題であろう。ただし、<sup>(17)</sup>

本件事案においてはXのAに対する債権の総額が三〇〇万円であり、他方で本件譲渡債権の総額が約二九〇万円であったことを考慮すれば、Xは清算義務を負わないといえ、この意味でもY1らの詐害行為取消権行使を否定した本判決の結論自体は妥当性を有するといえよう。ただし、本件事案においてはY1らもAに対する貸金の担保目的の為に本件譲渡債権を譲り受けており、Y1らは本件譲渡債権に関する後順位担保権者であるといえるから、Xの清算義務について論じた上で本件事案においてはXにこの義務はないとしてXの供託金還付請求権確認請求を認めるべきであったように思われる。

以上のことから、評釈者としても結局、本件事案の解決としては、本判決がY1らの詐害行為取消権行使を認めなかった結論自体は、支持し得ると考えたい。

### 三 本判決の射程

最後に、本判決の射程について検討しておこう。

(1) (集合)債権譲渡担保と単純な債権譲渡

まず、本件事案は集合債権譲渡担保に関するものであり、その方式が停止条件付債権譲渡であったことに目がつけられるべきであろう。この点、集合債権譲渡担保の方式としては、他に債権譲渡予約型の債権譲渡が用いられる場合も多いことは先に述べたとおりであるが、その実質は譲渡人の債務不履行等一定の場合に、<sup>(18)</sup>停止条件が成就するか予約完結権を譲受人が行使し得る状態になるかの相違に過ぎないのであって、実質的には同一であるといえるから、債権譲渡予約型の集合債権譲渡担保も本判決の射程の範囲内であるものと思われる。

次に、本判決と集合債権譲渡特例法に基づく集合債権譲渡担保の関係について述べる。この場合においては、民法上の債権譲渡を用いた集合債権譲渡担保とは異なり、契約締結と近接した時点で債権譲渡登記が行われると思われる、本件のような問題が生じる可能性は、一見少ないように思われる。しかし、これまで繰り返し述べてきたとおり、本件事案との関係で注目されるべきであるのは集合債権譲渡担保契約締結における債権譲渡の担保権実行手段としての側面である。このような観点からすれば、債権譲渡特例法に基づく集合債権譲渡担保の場合に問題となり得るのは、第三債務者への通知の詐害行為該当性である。

しかし、本判決の意味を本判決の妥当性の部分で述べたように解し得るとすれば、この第三債務者への通知は詐害行為取消権の対象となり得ないといえよう。

では、本件事案とは異なり、単なる債権譲渡の際にあえて債権譲渡の通知をしないことよって債務者の架空の責任財産を作り出すような場合はどうなるであろうか。本判決を字句どおりに読めば、かかる場合も、債務者の一般債権者は取消権行使し得ないことになりそうであるが、ここで問題となるのは、債権譲渡通知の對抗要件具備行為としての側面である。この点、破産法七四条が権利変動の對抗要件否認を規定しており、その趣旨は、「債務者が所有財産をすでに第三者に譲渡しているのに、對抗要件を具えていない場合には、一般債権者は、依然当該財産は債務者の所有であると信頼するのが普通である。ところが、支払停止または破産の申立後に對抗要件を具備すれば、一転して第三者の所有物として取り扱われる。これでは一般債権者の信頼を裏切り予期に反した不公平な結果になる」から、このような事態を防ぐために同条の規定を設けたというものである<sup>(19)</sup>。そして、右のような状況は、破産の場面に限定されるものではないから、債権譲渡通知自体を詐害行為取消権の対象とすべきである、ということもできよう。そこで、本評釈で検討

したように、本件事案の特色に即して、本判決の射程を限定的に捉えてかかる場合には本判決の射程は及ばず、債務者の一般債権者が債権者取消権を行使しうる余地も残されていると捉えるべきではないか、と思われる。

## (2) 本判決と本評釈とのアプローチの相違

これまで繰り返し述べてきたとおり、本評釈は、本件事案が集合債権譲渡担保に関するものであり、本件債権譲渡通知に對抗要件具備以外の意味が含まれていることに着目することなく、単に、集合債権譲渡担保契約の成立時期と取消債権者の債権の成立時期との先後関係によつて詐害行為取消権行使の可否を論ずることは問題であり、むしろ、X—A間の関係が担保融資であり、その担保の方式が集合債権譲渡担保であったというに着目し、担保権設定の場面を重視して、その詐害行為性を問うべきことを述べた(二—(3)参照)。そして、詐害行為性の要件について、客観・主観の各種の事情を総合して事案類型的に判断すべきであるという判例理論及び近時の学説の立場を踏まえて本件のような集合債権譲渡担保に対する評価を考えてみると、例えば営業継続の為にやむなくした不動産に対する担保提供行為について詐害行為性を否定する判例との

対比で見ても、同様の判断が下されたものと思われる。そこで、このように考えた場合の判例の射程に及ばす意味をみてみると、本判決のアプローチの場合には、単に、被保全債権との先後關係を問題とすることから、仮に取消債権者の債権が債権譲渡（担保）以前に成立していれば、これが、新規融資を獲得するためにされたものであっても、民法四二四条の取消はなされ得ることにならう。これに対し、私見のアプローチによるならば、債権譲渡担保行為自体について詐害行為性の存否を問題とするわけであるから、そのような場合であっても、取消が否定され得るところが違つてくるようにも思われる（なお、このように解してもなお清算を問題にすべき場合があることは前述した）。

（注）

（一）この他、不動産物権変動後その登記までの間に取消債権者の債権が発生した場合について、右登記行為は詐害行為取消権の対象とはならないとした大審院判決として、便宜上、頼母子講所有の不動産登記名義人を右頼母子講事務担当者としていたが、右事務担当者が事業に失

敗したため、新たに事務担当者を選任し旧事務担当者から新事務担当者へ右所有権登記名義を移転するまでの間に取消債権者の債権が発生したという事案に関する大判大正五年一月二日民録三二輯二二八頁及び債務者が自己所有の不動産を売買した後、右債務者の相続人が右所有権移転登記をするまでの間に、右債務者に対する取消債権者の債権が発生したという事案に関する大判大正七年七月一五日民録二四輯一四五三頁がある。

（二）この判決以外にも将来の婚姻費用の分担に関する債権の支払期日未到来の間に不動産所有権が移転されたという事案に関する最判昭和四六年九月二一日民集二五巻六号八二三頁があるが、右判決は、「調停によつて毎月一定額を支払うことと定められた将来の婚姻費用の分担に関する債権が、詐害行為当時いまだその支払期日が到来しない場合であっても、詐害行為取消権の成否を判断するにあつては、これをもつてすでに発生した債権というを妨げず、詐害行為当時、当事者間の婚姻関係その他の事情から、右調停の前提たる事実関係の存続がかなりの蓋然性をもつて予測される限度において、これを被保全債権とする詐害行為取消権が成立するものと解すべきである」と判示しており、登記自体に対する詐害行為取消権行使の可否を問題とせず、被保全債権の成立時期を原因行為である不動産売買契約以前であると詐害

行為取消権の行使を認めたものであり、登記自体に対する詐害行為取消権行使の可否を論じたものではない。

- (3) ただし、この判決の事案においては、取消債権者の債権額の限度において取消が認められた結果、所有権移転登記の抹消登記ではなく取消債権者に対する金銭賠償が認められている。

- (4) 奥田昌道『債権総論(増補版)』(悠々社・一九九三年)三〇八頁、松坂佐一『民法提要(債権総論 第四版)』(有斐閣・一九八二年)一九三頁、柚木馨Ⅱ高木多喜男『判例債権法総論(補訂版)』(有斐閣・一九七一年)一九八頁、於保不二雄『債権総論(新版)』(有斐閣・一九七二年)一九三頁など。

- (5) 我妻栄『新訂債権総論』(岩波書店・一九六四年)一七七頁。

- (6) 我妻・前掲書(注5) 一七九頁。

- (7) 松坂佐一『債権者取消権』『総合判例研究叢書民法(7)』(有斐閣・一九五七年)一四三頁、於保・前掲書(注4) 一八一頁、林良平Ⅱ石田喜久夫Ⅱ高木多喜男

『債権総論(改訂版)』(青林書院新社・一九八三年)一七〇頁、内田貴『民法Ⅲ』(東京大学出版会・一九九六年)二八一頁。なお、奥田・前掲書(注4)は、準法律行為も詐害行為取消権の対象となるとしているものの、債権譲渡をその例に挙げていない。

- (8) 同様のことを指摘するものとして、片山直也『本判決評釈』法学教室二二〇号(一九九九年)二二五頁。

- (9) 於保・前掲書(注4) 三一八頁。

- (10) 堀龍兒『集合債権譲渡担保の今日的課題』伊藤進教授還暦記念論文集『民法における「責任」の横断的考察』(第一法規出版・一九九七年)二四三頁。

- (11) 小林秀之Ⅱ角紀代恵『手続法から見た民法』(弘文堂・一九九三年)一一五頁。なお、同書によれば、集合債権譲渡担保契約設定時直ちにその対抗要件が具備されない理由としては、特に小口・多数の債権を譲渡目的とした場合のコストの問題が存在すること、及び譲渡目的債権の債務者自体が不特定多数の場合の債権譲渡契約締結時における対抗要件具備自体の不可能さが挙げられている(例えば、クレジット会社が将来有するであろうクレジット債権を集合債権譲渡担保の目的債権とするような場合を想起すればこのことはより明確となる)。なお、本文中及び右に示したような理由が存在しない場合には、(集合)債権譲渡担保契約においても、契約締結後に近接した時点で第三債務者への通知またはこれによる承諾によって、対抗要件が具備される場合がある(例えば、診療報酬債権の譲渡に関する最判昭和五三年一月一日判決時九一六号二五頁及び最判平成一年一月二九日判決一五四一号六頁など)。

- (12) 債権譲渡予約型については、卷之内茂「債権非典型担保の実務上の問題点―集合債権譲渡担保を中心に―」椿寿夫編『担保法理の現状と課題』別冊NB131号（一九九五年）一七三頁参照。
- (13) なお、民法四六七条は、譲渡人が第三債務者に対して債権譲渡通知をする旨規定しているが、この規定にかかわらず、譲受人が譲渡人の代理人としてこの通知を行うことは許容されている（西村信雄編『注釈民法（一一）（旧版）』（明石三郎執筆分）（有斐閣・一九六五年）三七三頁。このように判示するものとして、古くは大判昭和五年一〇月一〇日民集九卷九四二頁）。
- (14) 法務省民事局参事官室・第四課編『Q&A債権譲渡特例法（改訂版）』（商事法務研究会・一九九八年）六頁。
- (15) 債権譲渡特例法八条二項によれば、登記事項証明書とは「当該債権の譲渡について、債権譲渡登記ファイルに記録されている事項を証明した書面」である。
- (16) 債権譲渡担保付融資の詐害行為性の観点及び清算義務については、北海道大学法学部民法研究会において吉田邦彦教授からご教示いただいた。
- (17) 不動産譲渡担保においては、譲渡担保権者が債務の弁済を受けないとき、目的不動産の所有権が譲渡担保権者に確定するが、譲渡担保権者はその超過額を返還しなればならないとされている（近江幸治『担保物権法』新版補正版）（弘文堂・一九九九年）二八六頁。
- (18) 池辺吉博他「座談会―集合債権譲渡担保の実務的検討（下）」Credit & Law 八九号（一九九七年）二二頁以下に掲載されている集合債権譲渡担保契約書式例によれば、停止条件の成就または予約完結権行使の事由として、この他に、譲渡人の手形あるいは小切手の不渡り、破産、和議、会社整理または会社構成手続の申立等が挙げられている。
- (19) 斎藤秀夫・麻上正信・林屋礼二編『注解破産法（第三版）』（宗田親彦執筆分）（青林書院・一九九九年）四九〇頁。
- (20) このように解するものとして、奥田・前掲書（注4）二九二頁、平井宜雄『債権総論 第二版』（弘文堂・一九九五年）二八三頁など。なお、詐害行為取消権の要件に関する判例の分析については、下森定「債権者取消権の成立要件に関する研究序説」米栖三郎Ⅱ加藤一郎編『民法学の現代的課題―川島武宜教授還暦記念Ⅱ―』（岩波書店・一九七二年）二二五頁。
- (21) 最判昭和四四年二月一九日民集三三卷二二号二五二頁。
- なお、新規融資のためにした債権譲渡について融資金額との均衡で合理的な範囲において詐害行為取消権の対象とはならないとしたものとして、福岡高判平成三年三月一四日金法一三六九号七七頁。